

令和7年度加古川水系直轄管理事業
呑吐ダム地震観測装置更新工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	<p>呑吐ダム地震観測装置更新工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>共通仕様書(施)及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容	<p>1 目的 本工事は、呑吐ダム管理所の地震観測装置の更新を行うものである。</p> <p>2 工事場所 呑吐ダム管理所 兵庫県三木市志染町三津田地内</p> <p>3 工事概要 本工事の概要は次のとおりである。 地震観測装置更新工事 (1) 地震収録装置更新（記録部、感震部） 一式</p> <p>4 工事数量 別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>5 施工範囲 本工事の施工範囲は、第2章3工事概要に示す設備の更新にかかる設計、製作、輸送、撤去、据付及び試運転調整までの一切とする。</p> <p>6 工 期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和8年6月9日から令和8年12月25日まで (余裕期間：契約締結の日から令和8年6月8日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件	<p>1 工事期間中の休業日 工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場撤去・据付の工事期間には休日等11日(月平均)を見込んでいる。 (なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である)</p> <p>2 作業時間の制限 撤去・据付工事の施工は、開庁日の8時30分～17時15分までとする。</p>	

項 目	内 容	摘 要
3 その他	<p>本工事は既設呑吐ダム観測計器計測システムを共用のうえ、工事数量表に示す機器の導入及び動作確認を行うものであり、可能な限り欠測することがないように既設施設の運用に支障をきたさないように施工すること。</p> <p>また、運用を制限する場合は、その工程・方法等の詳細について監督職員と協議するものとする。</p>	
第4章 現場条件		
1 関連工事等	<p>本工事に関連する工事・業務として、次に示すものが予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。</p> <p>(1) ダム等基幹農業水利施設総合管理業務（仮称） （令和8年4月1日～令和10年3月31日）</p> <p>(2) 呑吐ダム他水管理設備点検整備業務 （令和6年4月1日～令和9年3月31日）</p>	
2 搬入路	現場への搬入路は、10 t 車の進入が可能である。	
3 第三者に対する措置		
(1) 保安対策	本工事に配置する交通誘導警備員は、計上していないが、必要となった場合は監督職員と協議するものとする。	
(2) 騒音振動対策	騒音・振動等の発生を行う作業については、その対策に十分配慮及び関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(3) 関係機関との調整	受注者は、関係機関等との調整が生じる場合、必要に応じそれらの資料の作成等を行うものとする。	
(4) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
第5章 提出図書等		
1 提出図書	<p>共通仕様書第1章1-1-6、1-1-7に示す提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数(承諾後の返却分を含む)を作成し監督職員に提出するものとする。</p> <p>施工計画書 2部 承諾図書 2部 完成図書 2部 施工図 2部</p> <p>なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督職員と打ち合わせのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする</p>	
2 承諾図書	共通仕様書第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
3 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、	

項 目	内 容	摘 要
第6章 工事用地等	<p>その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。</p> <p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、吞吐ダム及び吞吐ダム管理所敷地内の使用が可能である。</p> <p>なお、発注者が確保している工事用地等以外での用地を必要とする場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。</p>	
第7章 仮 設 工事用電力	<p>本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者において負担すること。</p>	
第8章 貸与する資料等 貸与する資料	<p>本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 資料名 平成23年度吞吐ダム地震観測装置更新工事完成図書</p> <p>(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで</p> <p>(3) 返納場所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所</p> <p>(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。</p>	
第9章 試運転調整	<p>本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。</p>	
第10章 設計 1 一般事項	<p>(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。</p> <p>(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。</p> <p>(3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。</p> <p>(4) 観測が確実で操作の容易なものとする。</p> <p>(5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。</p>	
2 共通仕様事項	<p>本工事における機器仕様は次のとおりである。</p> <p>(1) 施設の基本事項</p> <p>1) 設備の設計</p> <p>設備設計の基本事項は、次のとおりとする。</p> <p>①要求された機能を、与えられた条件のものと確実にこなせること。</p> <p>②一部の故障が設備全体の機能に影響しないこと。</p> <p>③操作が簡単で、使いやすいこと。</p> <p>④原則として連続稼働が出来る機器を使用すること</p> <p>⑤故障箇所の発見が容易で、修復が簡単に行えること。</p> <p>2) 機器の設計</p>	

項目	内 容	摘 要												
	<p>機器の設計の基本事項は、次のとおりとする。</p> <p>①極力標準化・規格化を行うこと。 ②設計は、要求された機能に基づいて行うこと。 ③構造等は、日常点検、定期点検が容易に行えるものとする。 ④構成は、管理業務に支障を来さず、機器の部分更新が行えるものとする。 ⑤設置環境に対し十分な耐久性を有する構造とする。 ⑥機器相互間のインターフェースは、異機種間でも接続できる規格とすること。</p> <p>(2)環境条件 機器は次の標準環境条件に於いて正常に動作するものとする。なお、標準環境条件と異なる場合は、各機器仕様において定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="402 707 1257 960"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>屋内機器</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度</td> <td>5～40℃ (10～35℃)</td> <td rowspan="2"> ・温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である ・() の値は汎用品を対象としている。 ・結露のないこと </td> </tr> <tr> <td>相対湿度</td> <td>20～80% (40～80%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 機器への供給電源</p> <table border="1" data-bbox="416 1039 1299 1164"> <thead> <tr> <th>電源方式</th> <th>電 源 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源方式</td> <td>① 相数・電圧：单相 2 線、100V±10V ② 周波数 : 60Hz±1Hz</td> </tr> </tbody> </table>	項目	屋内機器	備 考	温度	5～40℃ (10～35℃)	・温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である ・() の値は汎用品を対象としている。 ・結露のないこと	相対湿度	20～80% (40～80%)	電源方式	電 源 仕 様	交流電源方式	① 相数・電圧：单相 2 線、100V±10V ② 周波数 : 60Hz±1Hz	
項目	屋内機器	備 考												
温度	5～40℃ (10～35℃)	・温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である ・() の値は汎用品を対象としている。 ・結露のないこと												
相対湿度	20～80% (40～80%)													
電源方式	電 源 仕 様													
交流電源方式	① 相数・電圧：单相 2 線、100V±10V ② 周波数 : 60Hz±1Hz													
3 機器構造	<p>(1) 一般構造 機器の一般構造は次のとおりとする。</p> <p>1)設備の機器構造に基づき、各単位機能に出来るだけブロック化して組み立てるものとし、各機器は操作及び保守が容易な構造とする。 2)機器の組み立て構造は、原則としてユニット組立とし、適さないものを除き、プラグイン方式又はこれに準ずる接続方式とする。 3)各機器の操作部は、操作の種類、順序及び操作方法等が容易な配列構造とするとともに、操作スイッチの重要度に応じて、誤動作が生じないように配慮するものとする。</p> <p>(2)使用材料及び部品 機器を構成する部品、材料及び機器間の接続材料等は、JIS規格品（半導体は通信工業用）又は同等以上のものを使用する。</p>													
4 塗装	<p>機器の塗装は、次のとおりとする。</p> <p>(1)機器の塗装仕様は、原則として、防塵処理後焼付塗装（受注者標準仕様）とする。 (2)塗装色については、標準塗装色以外の場合（ただし、汎用品は除く。）は色見本を提出し、監督職員の承諾を受けること。 標準塗装色 : 5 Y / 1 (3)汎用品については、施工業者の標準塗装仕様及び塗装色とする。</p>													
5 表示	<p>機器の表示は次のとおりとする。</p>													

項目	内 容	摘 要																				
<p>6 機器のアフターサービス</p>	<p>(1)機器には機器名、機器形式名、製造番号、製造年月日等を記載した銘板を取り付けるものとする。</p> <p>(2)機器の主要部分には、銘板、刻印又は押印等により表示を行い、主要部分には、回路図等と照合できる記号又は番号を付けるものとする。</p> <p>また、取扱い上、特に注意を要する箇所には、赤字で表示するものとする。</p> <p>機器のアフターサービスは、次のとおりとする。</p> <p>(1)サービス体制 機器の修理、補修等が円滑に出来る体制を確保しておくものとする。</p> <p>(2)補修用備品の供給期間 機器の本体を構成する部品（プリント基板、ユニット及び素子等）については、引き渡し後、次に示す内容に基づき補修用部品を供給するものとする。</p> <p>1)供給期間は、参考耐用年数を目安とする。</p> <p>2)参考耐用年数は、部品交換等により機能・性能が維持できる期間とし、概ね15年程度とする。なお、汎用品の参考耐用年数は10年程度とする。</p> <p>3)補修用部品は、同一部品又は同等の部品とする。</p>																					
<p>第11章 構造及び製作</p>																						
<p>1 機器構成</p>	<p>(1)地震観測装置</p> <table border="0"> <tr> <td>1)地震計検出部</td> <td>4台(更新)</td> </tr> <tr> <td>2)耐雷器、アンプ、ADコンバータ</td> <td>1台(更新)</td> </tr> <tr> <td>3)地震収録装置</td> <td>1台(更新)</td> </tr> <tr> <td>4)GPSアンテナ</td> <td>1式(更新)</td> </tr> <tr> <td>5)同軸避雷器</td> <td>1台(更新)</td> </tr> <tr> <td>6)地震コントローラ</td> <td>1台(更新)</td> </tr> <tr> <td>7)液晶ディスプレイ</td> <td>1台(更新)</td> </tr> <tr> <td>8)HUB</td> <td>1台(更新)</td> </tr> <tr> <td>9)地震観測ソフトウェア</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>10)無停電電源装置</td> <td>1台(撤去)</td> </tr> </table>	1)地震計検出部	4台(更新)	2)耐雷器、アンプ、ADコンバータ	1台(更新)	3)地震収録装置	1台(更新)	4)GPSアンテナ	1式(更新)	5)同軸避雷器	1台(更新)	6)地震コントローラ	1台(更新)	7)液晶ディスプレイ	1台(更新)	8)HUB	1台(更新)	9)地震観測ソフトウェア	1式	10)無停電電源装置	1台(撤去)	
1)地震計検出部	4台(更新)																					
2)耐雷器、アンプ、ADコンバータ	1台(更新)																					
3)地震収録装置	1台(更新)																					
4)GPSアンテナ	1式(更新)																					
5)同軸避雷器	1台(更新)																					
6)地震コントローラ	1台(更新)																					
7)液晶ディスプレイ	1台(更新)																					
8)HUB	1台(更新)																					
9)地震観測ソフトウェア	1式																					
10)無停電電源装置	1台(撤去)																					
<p>2 地震観測装置仕様</p>	<p>(1)地震計検出部</p> <p>制動方式 電磁フィードバック方式等</p> <p>周波数範囲 0.1Hz～30Hz程度</p> <p>検出成分 加速度：水平2成分、垂直1成分</p> <p>測定最大値 ±2000Gal</p> <p>設置環境 防滴程度</p> <p>耐雷器 アレスタ内蔵</p> <p>検出器保護カバー SUS304</p> <p>ADコンバータとの通信 アナログ通信</p> <p>(2)耐雷器、アンプ、ADコンバータ</p> <p>ユニット単位 3ch/ユニット</p> <p>加速度を測定するアンプ部及びA/D部を有すること</p> <p>誘導雷等の対策のため、耐雷部を有すること</p> <p>アンプ 測定最大値2000Gal</p> <p>ADコンバータ</p> <p>分解能力 22bit以上</p> <p>測定周波数範囲 DCからローパスフィルタのfcまで</p>																					

項 目	内 容	摘 要
	<p>ローパスフィルタ fc=30Hz 程度 サンプリング周波数 100Hz 程度 地震収納装置との通信 デジタル通信</p> <p>(3)地震収録装置 収録チャンネル数 12ch以上 時刻精度 時刻校正±5ms LANインタフェース ※IEEE802.3 10BASE-T×1(RJ45) ※10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T シリアルインタフェース ※1200bps～ 115.2Kbps程度 ※いずれかを有すること。 電源入力 AC100V±10% 50/60Hz バッテリー 内蔵 バックアップ時間 1時間以上 接点出力タイミング 地震起動時 接点信号 無電圧a接点 記録データ 最大値, 3成分ベクトル合成最大値, 水平成分ベクトル合成最大値, 計測震度, SI値, 応答値, 卓越周波数(全検出器分), 長周期地震動 階級, 最大速度値(全検出器分)</p> <p>(4)GPSアンテナ 受信周波数範囲 1575.42MHz±1.023MHz 使用温度範囲 -30～80℃ GPSアンテナケーブル 5D-FB L=50m その他 取付金具、積雪地帯向</p> <p>(5)同軸避雷器 信号周波数範囲 DC～2.5Hz 直流放電開始電圧 230V±15%</p> <p>(6)地震コントローラ 用 途 工業用FAコンピュータ 構 造 ラックマウント型又はデスクトップ型 C P U 2GHz程度 メ モ リ 4GB以上 光学ドライブ DVDスーパーマルチドライブ×1 内蔵HDD 80GB以上×2台(ミラーリング) インタフェース USB、シリアル(D-sub9ピン)、LAN、 ※アナログRGB、 ※デジタルRGB、※DisplayPort ※いずれかを有すること。 拡張スロット PCIを有する事 ネットワーク機能 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T LANコネクタ×2ch 適合規格 VCCI Class A 搭載OS Microsoft(R) Windows(R) 10 IoT Enterprise 程度 周辺機器 キーボード(JIS配列準拠)、マウス</p>	

項 目	内 容	摘 要
	<p>(7)液晶ディスプレイ パネルタイプ 23.8型ワイド 表示解像度 2560×1440ドット程度 表示色 1677万色程度 入力信号 ※アナログRGB、※DVI-D、※DisplayPort ※デジタルRGB ※いずれかを有すること。</p> <p>(8)HUB インタフェース1000BASE-T、 100BASE-TX、10BASE-T ポート数 4ポート以上 通信方式 CSMA/CD 伝送速度 1Gbps/100Mbps/10Mbps コネクタ形状 RJ-45 使用電源 AC100V 50Hz/60Hz</p> <p>(9)地震観測ソフトウェア a) 自動受信機能 以下の自動処理を行う機能を有すること。 記録一覧表示/印刷 起動時刻、最大加速度、計測震度、震度 階を表示/印刷できる事。 データ保存 収録装置の記録データをパソコンのハ ードディスクに保存できる事。 波形表示/印刷 波形を表示/印刷できる事。</p> <p>b) 手動通信機能 接続後手動で任意の処理を実行する機能を有すること。</p> <p>(10)収納ラック 寸法 W520×D800×H1,600程度 材質 鋼製 塗装仕様 第10章4 塗装による 収納ラック外箱は再利用とし、内部は機器配置を考慮し、改造する。</p>	
<p>第12章 施 工 1 一般事項</p>	<p>(1)諸法規の遵守 工事施工にあたっては、諸法規を遵守するとともに、その運用は受注者の責任 において行わなければならない。</p> <p>(2)既設機器への対応 工事の施工にあたっては、既設機器に損傷を与えないようにしなければならない。 また、本工事により既設機器に損傷を与えた場合は、受注者の責任に置いて原 形復旧を行うものとする。</p> <p>(3)特許権 製作に関して、第三者の特許に接触する場合は、受注者の責任において処理す るものとする。</p>	

項 目	内 容	摘 要
2 著作権	<p>ソフトウェアの著作権については、ソフトウェア更新者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため 必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することをソフトウェア更新者は承諾するものとする。</p> <p>据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第11節及び第13章第10節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。</p>	
3 輸送	<p>(1)受注者は、輸送方法、輸送ルートを決し、安全な輸送を行わなければならない。</p> <p>(2)据付を行う設備及び機器等を現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。</p>	
4 機器据付	<p>(1)機器及び装置の配置は、原則として設計図書によるものとするが、操作及び保守点検が容易となるよう配慮するものとする。</p> <p>(2)機器据付、配管、配線等に使用する取付金具、電線管及び電線等の使用材料は、規格品に適合した良質のものを使用するものとする。</p> <p>(3)電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力等を与えないよう、慎重に入線及び配線を行うものとする。</p> <p>(4)配線は動力用と制御用を誘導しないよう分離するものとする。なお、ピット内配線については、縫縛を行うものとする。</p> <p>(5)機器据付、配線等に使用する接続材料等は、JIS規格品又は同等以上のものを使用しなければならない。</p> <p>(6) 地震計検測部 別添位置図に示す既設の地震計と同じ箇所において、既設の加速度計を撤去し、同じ箇所に遠距離伝送設置型感震器の設置を行うものとする。設置型感震器に隣接する箇所に増幅アンプを設置し、増幅アンプ内の端子から感震器に校正信号を送ることができるものとする。また、増幅アンプは鋼製箱で防護するものとする。 なお、増幅アンプ設置の有無は校正信号及び出力信号が適正に送ることができることをもって判断するものとする。 設置後は、ダム管理所内に設置する地震観測装置にて正常に動作することを確認するものとする。</p> <p>(7)地震コントロール等の電源 地震コントロール等の電源は、既設コンセントを使用する。</p>	
5 耐震対策	<p>パソコンなどの装置及び液晶ディスプレイ等は耐震対策として卓に適切な方法で振れ止め、落下防止の処理を行うものとする。</p>	
6 工事発生材	<p>本工事において取替する既設部品については、別途発注者で処分を予定しているため、共通仕様書 1-1-23 (施) により重量の算定を行い、発生材報告書で報告するものとする。</p> <p>なお、発生材の引渡については完成検査合格時とし、それまでの間の管理については、受注者において行うものとする。</p>	
7 検測又は確認 (施工段階確)	<p>(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p>	

項目	内 容	摘 要																								
<p>認)</p> <p>8 既設構造物に対する措置</p> <p>第13章 施工管理</p> <p>1 主任技術者等の資格</p> <p>2 工程管理</p> <p>3 施工管理</p> <p>第14章 条件変更の補足説明</p>	<table border="1" data-bbox="432 344 1270 539"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th colspan="2">確認内容</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震計検出部設置確認</td> <td>設置位置確認</td> <td>出来形管理</td> <td>現場据付時</td> </tr> <tr> <td>地震計作動状況確認</td> <td>作業状況確認</td> <td>品質管理</td> <td>現場据付時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に確認願いを提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。</p> <p>(3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。</p> <p>(4) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の重点監督は次に示すとおりとし、(1)と併せ実施する。</p> <table border="1" data-bbox="432 732 1270 891"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th colspan="2">確認内容</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震計検出部</td> <td>外観構造</td> <td>出来形管理</td> <td>現場据付時</td> </tr> <tr> <td>地震収録装置</td> <td>単体試験 (機能試験)</td> <td>品質管理</td> <td>現場据付時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 施工段階確認で確認するもの以外についても、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>本工事の施工においては、既設構造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。なお、万一既設構造物に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告のうえ、受注者の責により原形復旧すること。</p> <p>本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し、これを充足するものとする。</p> <p>主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。</p> <p>受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計諸元等条件変更に係るもの 2) 関連工事との調整に係るもの 3) 不可抗力によるもの 	工種	確認内容		確認時期	地震計検出部設置確認	設置位置確認	出来形管理	現場据付時	地震計作動状況確認	作業状況確認	品質管理	現場据付時	工種	確認内容		確認時期	地震計検出部	外観構造	出来形管理	現場据付時	地震収録装置	単体試験 (機能試験)	品質管理	現場据付時	
工種	確認内容		確認時期																							
地震計検出部設置確認	設置位置確認	出来形管理	現場据付時																							
地震計作動状況確認	作業状況確認	品質管理	現場据付時																							
工種	確認内容		確認時期																							
地震計検出部	外観構造	出来形管理	現場据付時																							
地震収録装置	単体試験 (機能試験)	品質管理	現場据付時																							

項 目	内 容	摘 要
<p>第15章 公共事業 関係調査に 対する調査</p> <p>第16章 その他</p> <p>1 電子納品</p> <p>2 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>第17章 定めなき 事項</p>	<p>4) 法・基準の改正に係るもの</p> <p>5) その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの</p> <p>受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。</p> <p>完成図等は工事完成図書を共通仕様書(施)第1章1-1-27及び第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-RまたはBD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力2部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算 (以下「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。</p> <p>本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料 (見積書、契約書、請求書等) により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) 本仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

令和7年度

加古川水系直轄管理事業
呑吐ダム地震観測装置更新工事

工 事 数 量 表

近畿農政局
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 機器設備工				
(1) 機器設備工				
地震観測装置		式	1.000	
地震計検出部		台	4.000	
避雷器、アンプ、ADコンバータ		式	1.000	
地震収録装置		台	1.000	
GPSアンテナ		式	1.000	
同軸避雷器		台	1.000	
地震観測装置	地震観測コントローラ	台	1.000	
地震観測装置	HUB	台	1.000	
地震観測ソフトウェア		式	1.000	
既設収納ラック内部改造材料		式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 撤去・据付・調整工				
(1) 地震感震器				
既設装置撤去、新設		式	1.000	
既設装置撤去、新設		式	1.000	
既設装置撤去、新設		式	1.000	
(2) 地震観測装置収納ラック内部改造				
既設装置撤去、新設		式	1.000	
既設装置撤去、新設		式	1.000	
既設装置撤去、新設		式	1.000	
運搬費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費		式	1.000	
輸送費（電気通信設備）	0.092ton, 550km	式	1.000	